

指定出資法人の役員報酬水準の見直し（案）について

10月30日審議会資料
資料4の修正版

- ◆ 今年度末で、指定出資法人の人的関与ポストが廃止され、令和7年4月以降就任する役員に府関係者が就任する可能性がある場合は、原則公募となる。
- ◆ 近年、民間企業では労働力人口が減少する中、人材確保競争が激化し、従業員等の給与等を引き上げる動きがみられたため、昨年度、役員報酬水準の見直しを行った。
- ◆ しかしながら、今後も引き続き民間企業の従業員給与の賃上げが進むことが予想されることから、現在の報酬水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがある。

見直し案

現行の報酬水準を引き上げ、令和7年度から適用する。

<役員報酬水準>

現行：730万円～1,080万円 ⇒ 見直し後：760万円～1,110万円

【見直しの考え方】

- 報酬水準については、直近2か年の民間給与等の上昇率（※）を基に見直し、令和7年度から適用

※直近2か年の正社員給料等上昇率 3.0%（参考資料5）

<見直し後の報酬水準の算定方法>

・現在の報酬基準の最高額（1,080万円）を基準として見直しを実施

$1,080 \text{万円} \times 103\% \approx 1,110 \text{万円}$

・1,110万円から0.5点ごとに25万円刻みで報酬額を設定

- 今後も民間等の実態に合わせ、必要に応じて定期的に見直しを検討

<改定後の役員報酬の「報酬基準」>

点数	報酬額		点数	報酬額	
	見直し前	見直し後		見直し前	見直し後
10～12点	1,080万円	1,110万円	6点	880万円	910万円
9.5点	1,055万円	1,085万円	5.5点	855万円	885万円
9点	1,030万円	1,060万円	5点	830万円	860万円
8.5点	1,005万円	1,035万円	4.5点	805万円	835万円
8点	980万円	1,010万円	4点	780万円	810万円
7.5点	955万円	985万円	3.5点	755万円	785万円
7点	930万円	960万円	3点	730万円	760万円
6.5点	905万円	935万円			